

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」について

1. 改正の概要

毒物又は劇物の該当性に係る薬事・食品衛生審議会答申等を踏まえ、新たに毒物又は劇物への指定又は除外等、所要の改正を行うもの。

(1) 次に掲げる物を「毒物」に指定する。

- ① クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- ② クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- ③ テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- ④ プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

(2) 次に掲げる物を「劇物」に指定する。

- ① 2- (ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する製剤 (2- (ジエチルアミノ) エタノール0. 7%以下を含有するものを除く。)

(3) 次に掲げる物を「劇物」から除外する。

- ① 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1R, 3R) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1R, 3R) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1S, 3S) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (EZ) - (1RS, 3SR) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1S, 3S) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物 (2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1R, 3R) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80. 9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1R, 3R) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (Z) - (1S, 3S) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (EZ) - (1RS, 3SR) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- (メトキシメチル) ベンジル= (E) - (1S, 3S) -3- (2-シアノプロパ-1-エニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0. 2%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤